三郷市建設工事等電子入札運用基準

三　郷　市

令和８年１１月

目　　次

１　電子入札対象案件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　電子証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２－１　利用可能な電子証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２－２　利用者登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２－３　共同企業体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　システム障害等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３－１　本システムに障害が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３－２　本システム以外に障害が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　入札案件登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４－１　受付期間等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４－２　入札額等の表記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　発注図書等の閲覧・貸与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６　関係書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６－１　電子データのファイル形式の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６－２　提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６－３　ウィルス対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
７　入札手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７－１　入札書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７－２　入札金額見積内訳書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７－３　入札の辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
８　開札手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－１　開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－２　開札時の立ち会い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－３　くじの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－４　開札処理が長引いた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－５　開札の延期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－６　入札書未到達の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８－７　開札の中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
８－８　再度の入札（同一入札による２回目以降の入札）・・・・・・・・・・・・・７
９　紙入札について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０　電子証明書の不正利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１１　随意契約への準用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

様式１　紙入札方式参加申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
様式２　辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

三郷市建設工事等電子入札運用基準

埼玉県電子入札共同システム（以下「共同システム」といいます。）は、入札への参加申請から入札、落札者決定までの手続（以下「入札・開札手続」といいます。）をコンピュータとネットワークを利用して処理するシステムであり、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）、入札情報公開システム、競争入札参加資格申請受付システムなどで構成されています。

この三郷市建設工事等電子入札運用基準（以下「本運用基準」といいます。）は、本システムで円滑かつ適切に入札・開札手続きができるように取扱いを定めたものです。

本運用基準は、三郷市（水道部を含む。以下「市」といいます。）が発注する建設工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託等に適用します。

なお、本運用基準に定めのない事項については、入札・契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

「電子入札」：本システムで処理する入札・開札手続

「紙 入 札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札・開札手続

「入札参加者」：入札（見積りを含む）に参加しようとする者（入札参加希望者を含む）

「関係書類」：入札書、見積書等の入札・開札手続で使用する書類

「代表者等」：三郷市建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）氏名及び住民票記載住所（電子証明書に記載している場合）、会社名（登記している場合）、会社本店住所（登記している場合）

１　電子入札対象案件について

市が電子入札で行うことを決定した案件を電子入札の対象案件とします。

２　電子証明書について

２－１　利用可能な電子証明書

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当します。

作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを電子認証局が証明します。

本システムで利用可能な電子証明書は、埼玉県が公表する民間の電子認証局が発行したもので、三郷市建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者名義のものを原則とします。

なお、本店以外の営業所が本店の代表者（三郷市建設工事等競争入札参加資格申請時の法人代表者）名義の電子証明書を利用することも可とします。

２－２　利用者登録

初めて本システムを利用する場合や新しく電子証明書を取得した場合は、本システムで電子証明書の利用者登録を行ってください。

また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

２－３　共同企業体の取扱い

特定建設工事共同企業体においては、共同企業体代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用し、経常建設共同企業体においては、経常建設共同企業体として利用者登録済みの電子証明書を使用してください。

３　システム障害等について

３－１　本システムに障害が発生した場合

本システムのサーバ・ネットワークなどに障害が発生し、入札・開札手続を処理できないことが判明した場合は、市は入札・開札手続の延期、取り止め又は紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この措置を講じた場合は、市は、電子メール、電話、ファクシミリ等により入札参加者に連絡するものとします。

３－２　本システム以外に障害が発生した場合

天災、広域的・地域的な停電・ネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、市は、入札・開札手続の延期、取り止め又は紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この措置を講じた場合は、市は、本システム、電子メール、電話、ファクシミリ等により入札参加者に連絡するものとします。

４　入札案件登録について

４－１　受付期間等の設定

参加申請書、入札書等の提出期限や開札日時等は、案件ごとに市が定めます。

なお、開札日時は、入札書受付締切日の翌日を標準とします。

４－２　入札額等の表記

本システム上で入力又は公開される設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とします。

５　発注図書等の閲覧・貸与について

発注図書等の閲覧・貸与は、入札参加者のＩＴ環境等に応じて、案件ごとに市がその方

法を定め、公告等で明示します。

＜例＞ ・入札情報公開システムからのダウンロード ・市の契約担当課窓口での閲覧又は貸与

６　関係書類の提出について

６－１　電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

ア 関係書類（入札金額見積内訳書を除く）

番号	種類	保存するファイル形式
1	Microsoft Office ドキュメント（2003 以降）	xlsx、xls
2		docx、doc
3		pptx、ppt
4	その他ドキュメント、データ	rtf、csv、txt
5	PDF	pdf
6	画像ファイル	jpg、jpeg、tif、tiff、png、gif

なお、パスワード付きファイルについては、市で正しくダウンロードすることができないため、使用できません。

イ 入札金額見積内訳書

・「.docx」形式（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）
・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007 以降のバージョン）
・「.pptx」形式（Microsoft PowerPoint 2007 以降のバージョン）

６－２　提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が３ＭＢを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を事前に市と協議の上、指示に従ってください。

関係書類を紙で提出する場合は、原則として市の契約担当課窓口に持参するものとし、提出期限（市に必着とします。以下同じ。）は、本システムによる提出期限と同一とします。

６－３　ウィルス対策

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行ってください。

市は、提出された関係書類その他電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係書類等がウィルスに感染していることが判明した場合は、市は直ちに作業を中止し、共同システムの管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

７　入札手続について

７－１　入札書等の提出

電子入札では、入札書等は本システムのサーバに正常に記録された時点で提出されたものとします。本システムでは、提出された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、入札書等を提出したときは、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、正常にサーバに記録されていないので、再度提出処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は、共同システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行ったときのみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

※１　入札書の提出時は入札金額等を暗号化して送信します。入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

※２　地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

７－２　入札金額見積内訳書の提出

入札書に添付する入札金額見積内訳書（以下「内訳書」といいます。）は、６の「関係書類の提出について」に従い提出してください。

７－３　入札の辞退

入札書提出前に入札辞退する場合は、入札書受付期間内に本システムにより辞退してください。

例外として、本システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、市は開札までの間、辞退届（様式２）を受け付けるものとします。

＜本システムによる入札書提出後の参加資格喪失の例＞
・本システムにより入札書を提出後、他の案件を落札したことにより、予定していた技術者を配置できなくなった場合
・本システムにより入札書を提出後、同族企業が同一入札に参加していた場合

８　開札手続きについて

８－１　開札

本システムによる開札は、事前に設定した開札予定日時以降に速やかに一括で行います。

紙入札方式による参加者がいる場合、入札執行職員が開札宣言をし、紙の入札書を開封してその内容を本システムに登録した後、本システムにより一括で開札します。

その後、立会者（入札執行職員以外の職員）が確認し、落札者の決定を行います。

８－２　開札時の立ち会い

入札参加者は、開札に立ち会うことができますので、立ち会いを希望する場合は、会場設定の都合上、遅くとも開札前日（開札前日が市の休日にあたるときは、その前日）までに市に連絡してください。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

立ち会いを希望する入札参加者がいない場合は、立会者（入札執行職員以外の職員）が立ち会うものとします。

８－３　くじの実施

落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、本システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の３桁の数字と、本システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

８－４　開札処理が長引いた場合

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（１時間程度を目安とします。）する場合は、市は必要に応じて本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、処理状況の情報提供を行うものとします。

８－５　開札の延期

開札を延期する場合、市は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

８－６　入札書未到達の取扱い

入札書提出締切予定日時において、入札書が本システムのサーバに正常に記録されていない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなします。

８－７　開札の中止

開札を中止する場合、市は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに本システムに中止の結果登録をするものとします。

８－８　再度の入札（同一入札による２回目以降の入札）

開札の結果、落札者がなく予定価格を上回る入札がある場合は、再度の入札（以下「再入札」といいます。）を本システムで行います。

再入札は第１回目の開札が午前中に終了する場合など、再入札通知から３時間程度を空けることができる場合には、開札当日に行いますが、それ以外の場合は翌日以降に再入札を行うものとします。

再入札の実施については、市は入札書を提出し無効・失格に該当しなかった入札参加者に、システムにより通知するものとします。

再入札に紙入札が含まれる場合、入札参加者は、市が指定した日時・場所に入札書を提出するものとします。

９　紙入札について

代表者等を変更（改姓、改名を含む）したときは変更前の旧電子証明書を使用すると不正使用になります。

変更後の新電子証明書の取得が間に合わないなど、やむを得ない理由がある場合は、速やかに「紙入札方式参加申請書」（様式１）を契約担当課窓口に持参する方法により提出して、承認を得てください。

なお、この申請は、一般競争入札の場合は競争参加資格確認申請書の提出期限までに、指名競争入札の場合は入札書の提出期限までに必ず行ってください（それ以外の場合は、市の指示に従ってください）。

紙入札による入札参加者は市が指定した日時までに、市の契約担当窓口に持参する方法により、くじ番号用に３桁の数字を記載した入札書を提出するものとします。（再入札においても同様とします。）

＜紙入札を認める例＞

① 会社名、会社所在地、代表者等の変更により、新電子証明書の~~再~~取得が間に合わない場合

② 電子証明書の閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続中の場合

＊上記①、②は社会通念上相当と考えられる手続期間内に限ります

③ その他、機器の故障や不具合等、市がやむを得ない事情があると認める場合

１０　電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書の不正使用等をした場合は、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消します。

落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約の履行状況や着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

＜電子証明書の不正使用等の例＞

① 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

② 代表者等が変更（改姓、改名を含む）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して入札に参加した場合

③ 同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合

④ 入札後に、代表者等が変更（改姓、改名を含む）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して保留通知書及び落札決定通知書等の内容を確認した場合

※なお、代表者等の変更については、取締役会等で指定された日や市区町村への届出日とします。

１１　随意契約への準用について

１から１０までの規定は、随意契約に準用するものとします。

附　則

この運用基準は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

この運用基準は、令和８年３月２日から施行する。

附　則

この運用基準は、令和８年１１月１日から施行する。

様式１

紙入札方式参加申請書

年　　月　　日

三郷市長　あて

（申請者）
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

１　案件名称

２　電子入札に参加できない理由

上記について承認します。

年　　月　　日

様

三郷市長

様式２

辞　　退　　届

年　　月　　日

三郷市長　あて

（申請者）
所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札の参加資格を喪失したので、辞退します。

記

１　案件名称

２　参加資格喪失の理由（（１）、（２）いずれかに○を付けて、必要事項を記入してください。）

（１）予定していた技術者が、先に落札した他の案件で配置され、上記案件に配置できなくなったため（当該予定技術者の配置が決まった他の案件について、以下について記入してください。）。

①案 件 名

②発注機関

③落 札 日

（２）その他（具体的理由を記入してください。）